

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○青少年に有害な図書類の指定(二四二・県民文化政策課)……1	
○青少年に有害な興行の指定(二四三・県民文化政策課)……1	
○指定施設要件変更予定通知(二四四・森林整備課)……1	
○道路区域の変更(二四五・道路課)……2	
○道路の供用開始(二四六・道路課)……2	
○建築基準法による道路位置の指定(二四七・仙北地域振興局建設部)……2	
公告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……3	
○土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)……3	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)二件……3	
○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……4	
○土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)……4	
公安委員会規則	
○秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(五・警察本部総務課)……4	
警察本部告示	
○秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(二一・警察本部総務課)……4	

告 示

秋田県告示第二百四十二号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十年五月二十三日から施行する。

平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇五一五	恋愛白書バステル 6月号	宙 出 版	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五一六	絶対恋愛スイート 6月号	笠 倉 出 版	
一〇五一七	Young Love Comic 6月号	宙 出 版	
一〇五一八	恋愛学園ビュア Vol.12	徳 間 書 店	
一〇五一九	恋愛天国パラダイス 6月号	竹 書 房	
一〇五二〇	愛の体験デラックス 6月号	竹 書 房	
一〇五二二	コミックアムール 6月号	サ ン 出 版	
一〇五二二	遊名人5月号	アンチメディア	
一〇五二三	AKITA De Night 5月号	月刊アキタでナイト編集部	
一〇五二四	無敵恋愛エスガール 6月号	ぶ ん か 社	
一〇五二五	ビーボーイゴールド 6月号	リブレ出版	

秋田県告示第二百四十三号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年五月二十三日から施行する。

平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由
六六一四	OL家庭教師 いじり突	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六六一五	妖女伝説セイレーンX(魔性の誘惑)	新東宝映画	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六一六	親友の妻 密会の黒下着	オーピー映画	
六六一七	喪服の未亡人 ほしいの	新東宝映画	
六六一八	新兄貴と俺 熱き男道	オーピー映画	
六六一九	痴漢電車 うごめく指のメロデー	新東宝映画	
六六二〇	おひとりさま(OLの性)	オーピー映画	

秋田県告示第二百四十四号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 指定施設要件変更予定保安林の所在場所
 鹿角市十和田大湯字大湯・字大栗前・字白沢・字高崩・十和田山根字七滝・字根小屋・鹿角市十和田大湯・北秋田市森吉字森吉沢・字本砂子沢・字粒様沢・阿仁比立内字鋸内沢・阿仁打当字打当沢・北秋田市阿仁比立内・北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山(以上二市十二字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 (三) 変更後の指定施設要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
 ウ その他の森林については、主伐に係る伐採を定める。
 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
 オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 二 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 鹿角市花輪(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 鹿角市花輪(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 三 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 大館市、軽井沢市、軽井沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 保安林として指定された目的 干害の防備
 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字軽井沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田
 地域振興局農林部及び関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に
 供する。)
 秋田県告示第二百四十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定
 に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成二十年五月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路 線 名			
新	旧	三百九十八号	湯沢市字両神二九番一地从先から五九番七地先まで	一三・〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・一〇二
	新	三百九十八号			

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年五月二十三日から同年六月五日まで

秋田県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定
 に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十年五月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名

大仙市四ツ屋字上古道七十九番地
 有限会社 伊藤住宅

道路の位置の指定箇所

大仙市戸蒔字松ノ木六十九番の一部、七十八番の一部、七十九番の一部、八十番の一部、六十九番地先水路の一部、七十八番一地从先道

道路の延長

八五・四六メートル

道路の幅員

七・〇〇メートル

指定年月日

平成二十年五月十三日

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	大館鷹巣線	北秋田市栄字前綱六八番三地内

二 供用開始の期日 平成二十年五月二十三日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年五月二十三日から同年六月五日まで

秋田県告示第二百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規
 定に基づき、公告する。
 平成二十年五月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

取締役 伊藤 照男

路の一部、七十八番一地先水路の一部

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市豊岩中央土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づ
き、公告する。
平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 秋田市豊岩豊巻字中沢二十三番地 古谷 英雄
- 字山口百四十五番地 田口 正男
- 百五十二番地 佐々木利男
- 字中島八十五番地 嵯峨 勝夫
- 字内縄尻十一番地 嵯峨 重美
- 字中島八十一番地 鈴木金之栄
- 字居使四十一番地 佐藤 恭吉
- 十番地 池田 寿男
- 百四十五番地 池田 金二

二 就任理事の住所及び氏名

- 秋田市豊岩豊巻字中沢二十三番地 古谷 英雄
- 字山口百五十二番地 佐々木利男
- 字中山十九番地三 古谷 一郎
- 字中島八十五番地 嵯峨 勝夫
- 字内縄尻十一番地 嵯峨 重美
- 字中島八十一番地 鈴木金之栄
- 字居使四十一番地 佐藤 恭吉
- 十番地 池田 寿男
- 百四十五番地 池田 金二

四 就任監事の住所及び氏名

- 秋田市豊岩豊巻字杉の下百八十九番地 伊藤 幸治
- 字中島八十二番地 鈴木 照夫

秋田市豊岩豊巻字居使三十七番地 池田 秀勝

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二
第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次の
とおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づ
き、公告する。
平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市

- (一) 完了年月日 平成十九年十月二十九日
- (二) 事業名 土地改良事業(槻ノ木地区基盤整備促進事業(農道整備))
- 二 雄和土地改良区
- (一) 完了年月日 平成十九年十二月十七日
- (二) 事業名 土地改良事業(向野地区基盤整備促進事業(かんがい排水))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり
役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に
基づき、公告する。
平成二十年五月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 雄勝郡羽後町貝沢字貝沢四番地 中村 房司
- 湯沢市山田字板越五十番地 佐藤 貞夫
- 雄勝郡羽後町床舞字後野三十一番地 藤原 喜一
- 湯沢市石塚字新町六番地 宮原 正明
- 雄勝郡羽後町赤袴字赤袴六十八番地 大坂 芳市
- 湯沢市深堀字刈尻百十二番地 井上 榮悦
- 雄勝郡羽後町野中内沢田七十二番地の一 高橋一二三
- 湯沢市山田字下六日町四十四番地 藤原 榮作
- 字上ノ宿四十八番地 菅原 幸作
- 雄勝郡羽後町貝沢字外鳥居四十八番地 大野勝比古
- 湯沢市山田字中屋敷百十八番地 高橋與志幸
- 就任理事の住所及び氏名 井上 榮悦
- 湯沢市深堀字刈尻百十二番地

湯沢市石塚字新町六番地 宮原 正明

- 雄勝郡羽後町床舞字坂ノ下十八番地 今野 徳三
- 野中内沢田七十二番地の一 高橋一二三
- 貝沢字貝沢四番地 中村 房司
- 赤袴字赤袴六十八番地 大坂 芳市
- 湯沢市山田字上ノ宿四十八番地 菅原 幸作
- 字板越五十番地 佐藤 貞夫
- 字下六日町四十四番地 藤原 榮作
- 字中屋敷百十八番地 高橋與志幸
- 雄勝郡羽後町貝沢字外鳥居四十八番地 大野勝比古

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 湯沢市御困地町三番地十七 高畑 進
- 成沢字堤端百六十五番地 佐々木輝雄
- 岩崎字岩崎百七十七番地 児玉 東平
- 角間字小中島百九番地 伊藤 幹雄
- 八幡字古館百三十二番地 佐藤 哲夫
- 岩崎字岩崎五十一番地 児玉 清一
- 二井田字道上二百九十七番地 佐々木忠雄
- 岩崎字岩崎百四十六番地四 吉川 良三
- 岩崎字森合三十二番地 藤田 光己
- 角間字馬場百九十四番地 伊藤 秀郎
- 二井田字道下二十八番地 藤岡 俊一
- 就任理事の住所及び氏名 高畑 進
- 湯沢市御困地町三番地十七 高畑 進
- 成沢字堤端百六十五番地 佐々木輝雄
- 岩崎字岩崎百七十七番地 児玉 東平
- 角間字小中島百九番地 伊藤 幹雄
- 八幡字古館百三十二番地 佐藤 哲夫
- 岩崎字岩崎五十一番地 児玉 清一
- 二井田字道上二百九十七番地 佐々木忠雄

